

平成26年度事業計画書

I 実施方針

- 1 近年、わが国周辺諸国で口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめとする重篤な家畜感染症が発生し、昨年には台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生する等、越境感染症の発生情報が多くもたらされている。その結果、我が国では、国民生活の安全・安心を守り、畜産の振興・持続的発展を図る上で、動物の保健衛生の向上、食の安全の確保や共通感染症に対する不断の備えが強く求められている。また、犬や猫等の家庭飼育動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、人の医療・介護・福祉や学校教育分野における動物介在活動が評価されるなど、人と動物の担うべき社会的役割が重視されている中で、動物の福祉に配慮した適切な取扱いが求められている。
- 2 動物の健康の確保や福祉の増進を図ることは、人と動物が共生する豊かで健全な社会の実現を期する上で基本要件である。また、獣医師が動物の保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上、動物の福祉の増進等の社会の期待に応えていく上で、本会は感染症に対する防疫体制の整備・強化、獣医療提供体制の整備・充実、動物福祉の推進、獣医師人材の育成強化等の実現に向けて、活動を一層推進しなければならない。
- 3 本会は、平成22年に獣医療法に基づいて国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」の趣旨を踏まえ、獣医療提供の質の確保とチーム獣医療提供体制の整備・充実に努め、動物福祉の推進のための基本的な施策である所有の明示を推進するために、マイクロチップ装着の一層の推進を図り、学会、講習・研修等の学術活動を通じてより高度な職業意識を有した獣医師人材の育成とともに、チーム獣医療をともに推進する動物看護職の職域の確立を図る必要がある。
- 4 一方、被害が甚大であった東日本大震災に伴う被災動物救護活動は、全国の地方獣医師会および構成獣医師の支援・協力を得て、一般社会の理解も得ながら積極的に行われてきた。特に福島県における動物救護活動は、原子力発電所事故による放射能汚染の影響に伴って長期化を余儀なくされている。今後は、関係機関・団体と連携を図り、収束に向けた活動を推進しなければならない。
- 5 本会は、以上のような基本的な認識に基づいて平成26年度の事業活動を推進し、また、人と動物が共存する豊かで健全な社会である「One World, One Health」の実現に向けて政策提言を行うとともに、公益社団法人としての責務を果たし、地方獣医師会の発展、さらには構成獣医師の地位向上、処遇改善、社会的信頼の向上に努めなければならない。

以下に具体的な取り組みを示す。

(1) 獣医療に係る政策提言と獣医師処遇改善の推進

獣医療法に基づき国が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に伴い、獣医療提供体制の整備・充実が推進されていくことを目的に踏まえ、獣医学教育環境の改善、産業動物・小動物獣医療提供体制の整備、食の安全・人と動物の共通感染症対策の体制整備、動物福祉及び野生動物対応の整備について具体的に検討し、適切な政策提言を行う。

特に平成25年度に特別委員会として設置された、①獣医療提供体制の整備を図る一環としての女性獣医師就業推進の支援、②狂犬病清浄化維持を図るうえでの予防体制の整備、③人と動物の共通感染症対策等における日本医師会との連携強化については、重点的活動として対応する。

また、獣医師の職域と地域の偏在問題については、抜本的な解決に向けて、獣医師不足職域における処遇改善運動を活性化し、本会と地方獣医師会が連携を密にしてその解決を図る。

また、動物看護職の職域の確立と認定団体である動物看護師統一認定機構に対しては、組織の整備充実に向けての協力、支援を推進する必要がある。

(2) 獣医師倫理の高揚

獣医師が高度専門職としての社会的な信頼を確保し、獣医療が人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与するものとするため、獣医師倫理に関する課題に対して迅速かつ的確に対応しなければならない。また、本会の「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努めるとともに、卒後教育並びに生涯教育の一部としてそれらに取り組みることにより社会の信頼に応える。

(3) 緊急災害時動物救護活動への対応

東日本大震災は、その規模の大きさと津波による災害、また、原子力発電所の事故による放射性物質の汚染も相まって、これまでに我々が経験したことのない状況下での動物救護活動を余儀なくされた。このような状況を打破するために、被災地での動物救護活動については、関係機関・団体と連携を図り、収束に向けて活動を実施する。

本会は、阪神大震災等のこれまでの緊急災害時における動物救護活動での経験を踏まえ、平成19年に「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を策定して地方獣医師会に情報提供を行い、地方獣医師会においては、本ガイドラインを参考に各地域におけるマニュアルを整備し、行政との連携体制の構築等を行ってきた。しかし、東日本大震災はこれらの想定をはるかに上回るものであった。

首都直下型地震や南海トラフ巨大地震などが危惧される中、今後の不測の事態に備えるための動物救護体制の在り方が問われている。本会は、今回の経験を踏まえてガイドラインを見直し、新たな動物救護・獣医療支援体制の整備を図らなければならない。特に、環境省においては、平成25年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、同行避難を基本とした災害時の対策を打ち出しており、本会としてもこの趣旨を踏まえて対応する必要がある。

(4) 動物の福祉・適正管理の推進

平成24年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、動物取扱業の適正化とともに5年後のマイクロチップの装着の義務化検討に向けた普及啓発活動等が求められている。マイクロチップ装着の推進、情報管理体制の整備、普及・啓発活動を強化するとともに、動物の福祉・適正管理の推進に努める。

また、動物の福祉・適正管理に係る普及・啓発においては、幼・少年期の教育・経験が重要であることを考慮し、学校、地域、家庭における動物飼育の推進等、幼・少年期の体験に根ざした普及・啓発活動の実施に努める。

(5) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成

獣医学術の振興及び獣医療技術の普及について、各地区獣医師会が開催する学会を支援するとともに、獣医学術学会年次大会との連携を図り、また、日本獣医師会雑誌を編集・発刊して広く社会に発信する。

また、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催及び獣医学術に関する業績・情報の収集と提

供等を通じ社会的要請に応え得る獣医師専門職人材の育成に努めるとともに、人材育成の基本となる獣医学教育に関する現状を検証し、具体的な施策を提言する。

(6) 生涯教育の充実・推進

日本獣医師会生涯研修事業は、獣医師免許取得後の卒後臨床研修、獣医師専門知識及び技術を確保するための継続研修、専門医養成研修の実現に向けた取り組みとして、平成12年度に開始されたが、この教育効果を一層高めるため、申告手続きの利便化、研修プログラム・カリキュラムの見直し、在宅研修を含めた研修方法の改善、広報活動に適切に対応し、生涯教育の改善・充実に取り組み、獣医師の資質向上に努める。

(7) 獣医師会の組織強化

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、55地方獣医師会の会員と連携して事業を実施するとともに、賛助会員団体組織についても拡充を図り、地方獣医師会及び地区獣医師会連合会の役員会、協議会を介して相互の情報・意見交換を行う一方、電子媒体等の活用により獣医師会活動基盤の整備・充実に努める。

また、公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業、獣医師の福祉の向上等に関する事業を推進する。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

ア 部会委員会等運営事業（職域別の7部会と部会委員会の運営など）

(ア) 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題について、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置し、25年度に継続して、以下の検討を行う。

- a 獣医学術部会：①獣医師人材の育成、②獣医学教育の改善、③生命倫理ガイドラインの策定（なお、当部会では、獣医学術振興対策を担う事項に係る部分は（2）のイの事業として実施する。）
- b 産業動物臨床部会：①地域獣医療提供体制整備計画推進、②農場 HACCP、農場管理獣医師制度の普及、③畜種別獣医療への取り組み
- c 小動物臨床部会：①卒後研修制度の整備と新卒獣医師の就業地の偏在解消に向けた対応、②飼い主意識・診療料金調査、③認定動物看護師の公的資格化等に向けた対応、④小動物獣医療ガイドラインの策定
- d 家畜衛生部会：①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けての意見交換、②家畜防疫対策の推進
- e 公衆衛生部会：①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けての意見交換、②人と動物の共通感染症対応に係る獣医師会の役割
- f 動物福祉・愛護部会：①災害時の動物救護対策における具体的取り組みの推進、②学校動物飼育支援策の推進、③マイクロチップの普及推進
- g 職域総合部会：①広報活動の充実、②役員選任規程の見直し、③日本獣医師会会費のありかた、④組織基盤強化、⑤危機管理対策、⑥野生動物対策の整備、⑦獣医師倫理の高揚

これらの検討結果を踏まえ、適宜関係施策について提言及び要請活動を実施する。

(イ) 個別課題への対応に関する事項

女性獣医師支援対策、狂犬病予防体制整備、日本医師会との連携体制の構築に関して、平成25年度に設置した会長直属の特別委員会において以下のとおり調査・検討を行うとともに、検討結果に基づく対応を行うほか、部会委員会に関連する個別課題について対応を行う。

- a 狂犬病予防体制整備特別委員会：①狂犬病予防行政と獣医師会組織の役割、②狂犬病予防事業の改善・充実と今後の推進方策、③狂犬病関連法令の狂犬病予防事業の推進強化
- b 女性獣医師支援特別委員会：①女性獣医師の就業推進対策、②女性獣医師のための職場環境等の改善対策
- c 日本医師会との連携に関する特別委員会：①医療及び獣医療の発展に関する学術情報の共有、②両者に共通する課題への対応における連携、③全国レベル並びに地域レベルでの医師及び獣医師の交流の促進

なお、勤務獣医師の待遇改善については、関連部会の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図って関係省庁等への要請活動を実施する。

イ 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

ウ 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及・啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

(ア) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

改正動物愛護管理法の趣旨（特に獣医師の役割に関する規定）についての普及・啓発活動に努め同法の円滑な施行に資するとともに、5年後のマイクロチップ装着の義務化を目指して、動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分等の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップの装着率向上に向けた普及啓発活動を推進するとともに動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物ID普及推進会議（A I P O）を通じて動物愛護関係公益団体と連携し、円滑な推進に努める。

(イ) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努める。

エ 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の

福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行う。

(ア) 普及啓発活動事業

人と動物が共存する豊かで健全な社会を構築するため、「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。」をテーマに、獣医療そして動物の果たすべき社会的役割、また、動物の福祉と愛護精神の高揚に関する市民向け普及・啓発活動を「2014 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加を得て、獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援の下で平成26年10月4日（土：予定）に開催する。あわせて、獣医師、獣医療及び動物福祉の普及啓発に関するポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。

また、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」の主催者構成団体として参加するなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

(イ) 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努める。

(ウ) 情報等提供対応事業

ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等による獣医事対策等に関する情報提供及び広報活動を行う。

(エ) 獣医事・獣医学術教材提供事業

獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

オ 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、個別の問題への対応方針の検討と検討結果に基づく対応、国内外の関係者との連絡調整を行う。

(ア) 獣医事対策等を推進するに当たっての関係者（地方獣医師会・関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等）との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

(イ) 世界獣医学協会（WV A）、アジア獣医師会連合（F A V A）等の獣医学術に関する国際機関・団体に参加するとともに、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力により獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等を行い、獣医学術の国内外との振興・普及に努める。

カ 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる国の公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

(2) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

ア 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う学会（獣医学術分野別3学会で構成）については、その運営について学術部会で検討を行うとともに、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を全国学術集会として開催し、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・

審査・表彰を行って学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、本年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は岡山県獣医師会と共催し、開催期間は平成27年2月13日（金）から15日（日）までの3日間、会場は「岡山コンベンションセンター」及び「ホテルグランヴィア岡山」において開催する。

イ 部会委員会等運営事業（獣医学術部会関係。1の（1）のアに前掲）

ウ 獣医学術振興・人材育成事業

（ア）日獣会誌提供事業（日獣会誌の編集・発刊）

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

（イ）獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

また、事業の実施に当たり、申告手続きの利便性の向上、研修プログラムの見直し及び参加の登録・評価、在宅研修システムの開発、研修プログラム修了者のインターネット上での紹介等生涯研修事業の改善・充実について検討する。

（ウ）獣医学術講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。

（エ）獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国、学術団体・機関による科学研究費等の調査研究公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的

事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築36年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、ビル全体の長期修繕工事への的確な対応に努める。

3 その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

ア 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

イ 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

I並びにIIの1、2及び3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。